

岡山市ＩＣＴ活用工事試行要領

(趣旨)

第1条 この試行要領は、岡山市の発注する工事におけるＩＣＴ活用工事の試行に関し、施工の効率化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(ＩＣＴ活用工事の定義)

第2条 ＩＣＴ活用工事とは、以下に掲げる施工プロセスにおいて、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

2 ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、岡山市土木工事共通仕様書、岡山市土木工事施工管理基準及び国土交通省が定める要領等に基づいて行うものとする。

(対象工事)

第3条 ＩＣＴ活用工事の対象工事（発注業種）は、「土木一式工事」または「舗装工事」を原則とし、発注方式による工種は、発注者指定型は次の①②、施工者希望型は次の①②③④とする。

- ①河川土工
掘削工、盛土工、法面整形工
- ②道路土工
掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工
- ③舗装工
- ④舗装工（修繕工）

(実施手続)

第4条 ＩＣＴ活用工事は、前条に該当する工事から発注者が選定する。（現場条件等を勘案し、不適当と認めたものを除く。）

また、ＩＣＴ活用工事の発注方式は、発注者の指定によってICT活用工事を実施する「発注者指定型」及び、契約後、受注者の希望によりＩＣＴ活用工事を実施する「施工者希望型」とする。なお、発注者指定型では、第2条における全ての施工プロセスでICT活用することを基本とする。施工者希望型では、施工プロセスの一部活用も可とする。

①発注者指定型

前条に該当する工事のうち、土工量3,000m³以上かつ設計金額2億円以上の工事で、発注者が設定した工事に適用する。

- ア、河川土工
掘削工、盛土工、法面整形工
- イ、道路土工
掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工

②施工者希望型

上記①以外の土工事で土工量1,000m³以上、または舗装面積1,000m²以上の舗装工・舗装工（修繕工）に適用する。

2 発注者は、ＩＣＴ活用工事の発注に際しては、特記仕様書において、当該発注工事に係る工事が『ＩＣＴ活用工事』の対象であることを明示するものとする。

3 受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、ＩＣＴ活用工事の実施希望の有無（発注者がＩＣＴ活用することを指定している部分を除く。）、ＩＣＴの活用内容、施工範囲等を発注者と協議するものとする。

4 ICT活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者からICT活用工事の実施の申し入れがあり、発注者が適當と認める場合は、この要領を適用するものとする。

(工事成績評定における評価)

第5条 ICT活用工事を実施した場合の工事成績評定は、監督員の考查項目である「創意工夫」において評価するものとする。

(ICT活用工事に関する管理)

第6条 監督員及び検査員は、ICT活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、重複管理を求めないものとする。

(工事費の積算)

第7条 ICT活用工事に係る積算は、国土交通省が定める要領等及び岡山市土木工事標準積算基準書によるものとする。

なお、発注者指定型の場合は、土工（掘削・盛土）数量において、ICT建設機械による施工を原則とし、当初から費用を計上する。

(調査等)

第8条 発注者がICT活用工事の活用効果等に関する調査を実施する場合は、受注者はこれに協力するものとする。この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

(履行証明書)

第9条 発注者は、ICT活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ICT活用工事履行証明書を発行するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。

附 則

この要領は、令和8年1月1日から施行し、施行日以降に入札公告または指名通知を行う工事から適用する。